

**問** 農振<sup>注</sup>除外はグラウンドデザインを持って

**答** 守るべき農地は守り土地利用を進める



丸山勇太郎 議員

【農業振興地域の見直しについて】

**問** 平成30年度は、5年に一度の総合見直しの年だが、どういった方針で臨むのか。

**答** 守るべき農地は守り、それが困難な地域は順次除外候補地として適正な土地利用を進める。

**問** 現在、村に土地利用計画はあるのか。

最近のものはない。

**問** 村にはグラウンドデザインがない。それは時間軸での計画と土地利用計画を併せ持ったものでなければならぬ。「何を、いつ、どこへ」が必要。どういった

場所は守り、どういった場所は利用するのか。

**答** グラウンドデザインは大事だと思っている。今は公共施設があちらこちらに点状している。これからの計画ではしっかり検討していく。

**問** 主要幹線道路沿いの商業地化はむしろ誘導し、積極的に賑わいを演出してよいのでは。

北城南部ほ場整備計画は大変良いことだが、創設換地で公共用地を見出さなくてもよいのか。

**答** これからほ場整備を進めるところは、最低限農地を守るところだと考えている。

**問** 八方尾根活性化マスタープランに、村はどのような協力を考えているか。農振解除こそ協力と言えるか。

**答** 農振の集団解除は、総合的に判断し関係機関と調整していく。

**問** 景観サポーター制度の復活を  
**答** 景観行政団体移行とともに検討する

【開発・景観行政について】

**問** 環境審議会答申の一部(地元同意書をやめること)だけを切り出して先行実施することだが、総合的に見直して要綱等に補完しなければならぬことは多いと思うか。

**答** 同意書は行き過ぎとの旧建設省通達もあり、改めるべきところは改める。

**問** 大規模開発基準見直しではなく、それ以下の規模の基準見直しが必要では。

**答** 街並みを形成する小規模建物の基準見直しは確かに必要で、専門家の意見も聞いて見直し作業を進める。

**問** 同意書をやめて村が調整役を果たすためには、まち

**答** づくりの専門職員が必要では。景観行政団体への移行を考えている。それにはまず景観計画の策定が先行する。仮に移行することになれば専門職員化は必要だ。

**問** 本村は規模の割に行政需要が大きく、庁内はマンパワー不足で、特殊な課に人数を取られている。少ない人数だからこそスペシャリストを養成するべき。

**答** 村の歴史の中で現在の庁内体制になった。専門

職員の必要性は十分に認識している。

**問** 景観サポーター制度の復活と、村民景観会議の創設を。

**答** 景観行政団体への移行の過程において、専門家と村民も交えた話し合いの場は必要だと思っている。

注：農業振興地域の略。総合的に農業の振興を図ることが必要な区域で、「農用地区域」と「農用地区域外」に分けられる。



整備された神城地区に比べ、北城中部はスプロール化（虫食い状態）している。農振見直しでは、農業と観光のバランスが取れた土地利用計画が求められる。（八方尾根からの眺め）